

令和 8 (2026) 年度都内小中学校給食における栃木県産農産物利用促進業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する都内小中学校給食における栃木県産農産物利用促進業務委託（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

栃木県には、生産量日本一のいちごだけでなく、首都圏を中心に日々の食卓を支える高品質で多彩な農産物があるものの、それらに対する消費者の認知度や購入意欲は低い。そこで、栃木県産農産物全体の認知度向上や購入促進を図るために、令和 7 (2025) 年 3 月に策定した「栃木県産農産物ブランド化推進方針」（以下「方針」という）に基づき令和 8 (2026) 年 1 月に栃木県産農産物統一ロゴマーク「とちぎ育ち」（以下「ロゴマーク」という。）を作成し、これを活用しながら品目横断的な PR を展開することとしている。

本業務では、都内小中学校の学校給食の栄養教諭や児童・生徒及びその親に対し、ロゴマークを前面に出して県産農産物の魅力を PR し、県産農産物及びロゴマークの認知度及びイメージの向上を図るとともに、学校給食や家庭での県産農産物の消費促進を図る。

2 業務内容

(1) 都内小中学校給食における県産農産物の利用促進

学校給食における食材選定や仕入れの裁量が大きい栄養教諭に対し県産農産物を PR することで、学校給食における県産農産物の利用につなげる。

ア 実施要件

回数・時期 計 2 回以上実施

夏期（7～8 月頃）及び冬期（11～1 月頃）にそれぞれ 1 回以上

実施対象 東京都特別区 計 2 区以上

夏期及び冬期それぞれ異なる区で実施

対象品目 県産農産物のうち特徴的な品目を選定（単一及び複数は問わない）

イ 実施内容

- 対象特別区内を中心に学校栄養教諭を集め、県産農産物の魅力及び本県の豊かな自然環境や誠実な生産者などの県産農産物を育む背景について、総合的に訴求する講座等（以下「講座等」という。）を、実施対象の自治体等と調整の上開催すること。
- 講座等の開催に必要な会場を用意すること。なお、必要に応じてオンラインも併用した開催も可能とする。
- 講座等において、対象品目の生産者による PR を実施すること。なお、生産者への選定・依頼については甲と協議して決定すること。
- 対象品目ごとに、その特徴を生かしたレシピ開発を行い、栄養教諭へ提案すること。なお、レシピ開発は学校給食での調理に配慮したものであり、1 食あたり

の食材費の試算を行うこと。

ウ 納入調整

- ・ 講座等の開催に必要な県産農産物を調達すること。
- ・ 講座等の実施後に学校給食における県産農産物の継続的な利用が図られるよう栄養教諭に働きかけるとともに、継続的な納入に必要な市場等の供給者との調整を行うこと。
- ・ 学校給食の納入業者や市場等との調整を行い、県産農産物の安定的な供給ルートを構築すること。

エ 効果検証

- ・ 学校給食に利用された県産農産物の品目・数量・金額を実施回ごとに報告すること。
- ・ 実施効果の検証のため、実施回ごとに栄養教諭及び児童・生徒に対しアンケートを実施すること。

(2) 県産農産物のPR

児童・生徒及びその親に対し、ロゴマークを活用した県産農産物の認知度やイメージの向上及び消費拡大を図るために有効な手法を提案し、実施すること。

なお、方針及びロゴマークについては、下記ホームページを参照すること。

方針 : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/g03/brandpolicy.html>

ロゴマーク : <https://www.agrinet.pref.tochigi.lg.jp/>

3 留意事項

- (1) 講座等の実施に当たっては、「栃木県環境配慮指針」に基づき環境負荷等の軽減を図ること。また、県、農業団体、関係機関等と十分に連携するほか、県が実施する他の事業と効果的な連携を図ること。
- (2) 実施に当たっては、会場の管理者等と連携を図り、関係法令を遵守するとともに、必要に応じて所管する関係機関等と調整すること。
- (3) 緊急時の対応体制（地震及び火災発生時、体調不良者発生時、けが人発生時等）を作成すること。

4 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

5 権利の帰属

委託業務の成果に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。

6 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (4) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。
- (5) 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りではない。